

＜ 商品概要説明書 ＞

株式会社 百五銀行

新型為替特約付外貨定期預金

(2016年1月4日現在)

項目	内容
1. 商品名	●新型為替特約付外貨定期預金（愛称名 メリットゾーン）
2. 預金種類	●外貨建定期預金（証書式のみとし、自動継続の取扱いはいたしません）
3. 販売対象	●法人および個人
4. 預入日	●預入日は募集ごとに当行が決定します
5. 預入期間	●原則、3ヶ月とします
6. 募集時期・期間	●原則、月1回、1週間程度の募集期間を設定します 相場の急変により、預入日までの間にお申込みを取消させていただく場合があります
7. 取扱通貨	●米ドル、ユーロ
8. 預入金額	●1万米ドル以上（1セント単位） ●1万ユーロ以上（1ユーロセント単位）
9. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の入手方法	●募集時に決定します ●満期日に一括して支払います ●1米ドルおよび1ユーロを付利単位として1年を365日とする日割り片端計算 【個人のお客さま】利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます ※復興特別所得税が付加されております 【法人のお客さま】総合課税となります ●金利については窓口、またはホームページでご確認ください
10. 適用相場	●預入相場（円貨からの預入の場合）および為替特約による払出相場は、預入日の当行公示の米ドル・ユーロ仲値を適用します ●外貨での支払いとなり、一旦外貨普通預金に入金された外貨を円貨に交換して払出す際は、払出日における当行公示の米ドル・ユーロTTB（電信買相場）を適用します
11. 預入方法	●「新型為替特約付外貨定期預金申込書（兼口座振替依頼書）」にもとづき、預入日に預入資金を指定口座（円貨普通預金・当座預金または外貨普通預金）から引落します ※指定口座はこの預金の預入店と同一店・同一名義人口座とします

12. 支払方法	<p>●満期日 2 営業日前東京時間午後 3 時の市場の為替相場（判定時為替相場）を基準とする判定方法により支払通貨を決定し、満期日に元利金（税引後）を一括して支払います</p> <p>①円貨で支払いとなる場合 判定時為替相場が消滅条件相場より円安となった場合は、この預金に付加されている消滅条件付為替特約が成立します。満期日に元利金（税引後）を為替特約による払出相場（＝預入相場）で円貨交換したうえ、指定の円預金口座に入金します</p> <p>②外貨で支払いとなる場合 判定時為替相場が消滅条件相場と同値またはそれ以上の円高となった場合は、この預金に付加されている消滅条件付為替特約が不成立となります。満期日に外貨のまま元利金（税引後）を指定の外貨普通預金口座に入金します</p> <p>※指定口座はこの預金の預入店と同一店・同一名義人口座に限ります</p>
13. お申込みのキャンセル	<p>●お申込み受付後のキャンセルは、預入日（募集期間最終日の 2 営業日後）の午前 9 時 30 分までとします</p>
14. 為替予約の取扱い	<p>●外貨での支払いが決定した場合、満期日の 1 営業日前に限り、満期払戻相場の為替予約が可能です</p>
15. 中途解約時の取扱い	<p>●原則取扱い致しませんが、やむをえず満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における外貨普通預金の利率で計算します</p> <p>※ ただし、中途解約により生じた損害金、およびその他関係諸費用をご負担いただきます</p> <p>※ なお、中途解約により発生する損害金の額により、元本の欠損、場合によっては元本を上回る損失が生じる恐れがございます</p>
16. その他参考となる事項	<p>●この預金については、円貨からのお預け入れで満期日に為替特約にもとづき円貨で支払った場合、為替差益は発生しません</p> <p>●この預金については、外貨で満期償還の場合には、為替相場の変動により円貨で払い戻すと「元本割れ」の可能性があります</p> <p>●為替差益は、雑所得となります</p> <p>●為替差損は、その他の黒字の雑所得から控除することができます</p> <p>●マル優の取扱いはできません</p> <p>●この預金は、預金保険制度の対象外商品です</p> <p>●外国為替取扱店および外貨預金取扱店にて取扱います</p>
17. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>●一般社団法人 全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>